

家族福祉論の解体

—家族／個人の政策単位論争を超えて—

久保田 裕之

本稿では、「家族の個人化」と呼ばれる状況のもと、家族福祉論をその正当化根拠から批判的に検討することによって、家族か／個人かという政策単位に関する議論を一步進めることを目的とする。具体的には、政策単位をめぐるこれまでの議論を概観することで、家族のニーズを個人の選択に還元する個人単位化論も、家族自体をある種のニーズとして扱い続ける家族福祉論も、「家族の個人化」と家族福祉の間の緊張関係を克服できないことを示す。次に、家族福祉とニーズ論との関係を整理することで、ニーズ概念の限定性と優先性から、ニーズに対する福祉の〈過小〉と〈過剰〉という二つの危険を抽出し、家族自体をニーズと捉えることのバタナリズムを批判する。その上で、フェミニスト法学・倫理学における〈依存批判〉の議論を援用することで、従来の家族に期待されてきたニーズの束を分節化し、家族を超えて福祉の対象とする新たなアプローチを提唱する。

キーワード 家族福祉 家族の個人化 ニーズ／ニード論 政策単位の個人化 依存批判

1 はじめに：多様な家族をめぐる家族福祉論の困難

少子高齢化の進展に伴い、家族政策、とりわけ家族福祉に対する関心が高まって久しい。⁽¹⁾なかでも、近年の家族福祉論を特徴づけるものに、家族社会学者・野々山久也 [1992] による「家族による福祉」から「家族に対する福祉」へという議論がある。野々山は、岡村重夫・黒川昭登『家族福祉』[1971] に代表される従来の家族福祉論を、「家族による福祉」を当てにした自足的な家族モデルに固執するものとして批判する。これに対し、あくまでも個人の福祉を基調としながらも、個人が選択する多様な家族ライフスタイルへの集合的・直接的・積極的な支援と給付を行う「家族に対する福祉」としての新しい家族福祉を提案する [野々山, 1992, 14]。この新しい家族福祉論

によれば、高齢者とその家族に対する介護支援や、夫婦に対する子育て支援や教育支援など、個人を超える家族の集合的ニーズに対応した施策が要請されることになる。家族のみによる育児・介護の限界や、家庭内におけるケア労働の不公平な分担が指摘される中、積極的な家族支援に根拠を与える野々山の議論は、一定の説得力を持ってきたといえる。⁽²⁾

他方で、現代の家族をめぐる状況の変化は、1980年代から「家族の個人化」として議論されてきた。家族社会学者・山田昌弘によれば、「家族の個人化」、すなわち、家族に関する選択可能性の増大の中でも、家族が外部の社会組織から自律的に行動したり家族の中の個人が家族から自律的に行動したりといった「家族の枠内での個人化」のみならず、家族自体を解消したり、そもそも家族を持たない選択さえも可能になるという意味での「家族の本質的個人化」が進展しているという

【山田, 2001, 345】。もはや、どのような家族を形成するかのみならず、家族を解消すること、家族を形成しないこともまた等しく尊重されるべきライフスタイルと考えられるようになっている。

しかしながら、ここでいう「家族の本質的個人化」という社会学的認識と、新しい家族福祉論における「家族に対する福祉」という政策的要請の間には、容易には調停しがたい緊張関係が存在している。この点はこれまで、十分に議論されてこなかった。たとえば、もし子どもを持つことも持たないことも、個人の自由な選択に基づく等しく尊重されるべきライフスタイルだとすれば、子どもを持たないことを選択した人々から、子どもを持つことを選択した人々への再分配が正当化されるのはなぜだろうか。このような家族に関する選択とコストの分担に関する素朴な疑問は、そもそも家族福祉論において、家族の集合的ニーズとは何を意味しており、何を根拠に正当化されるのかという、いっそう根本的な議論の必要性を示唆している。たとえば、「定額給付金」や「子ども手当」といった普遍主義的個人単位の福祉施策に対する、子どもの多い家族世帯を優遇し、シングル世帯や子どものいない世帯の不利益になるといった議論と根を同じくしていると考えられる。

そこで本稿では、社会政策における政策単位に関する議論を改めて振り返り、家族福祉をその正当化根拠から再検証することで、選択の自由と公正な福祉とを両立させる新たなアプローチを模索したい。具体的には、まず、「政策単位の個人化」と呼ばれる議論を検討することで、家族福祉の正当化に関わる現代的な困難を抽出する（2節）。次に、イギリスの社会政策研究におけるニーズ論（need theory）へと遡り、ニーズ概念の限定性と優先性について確認することで、家族福祉を人々に共通のニーズとして正当化する議論を再検証する（3節）。その上で、アメリカのフェミニスト法学・倫理学から〈依存批判（dependency critique）〉と呼ばれる議論を採用することで、家族福祉の名のもとに束ねられてきた生活ニーズを選り分けた上で、家族の枠を超えて適用していく、分節化アプローチを提唱したい（4節）。

2 家族か個人か：「政策単位の個人化」を超えて

社会政策における「家族の個人化」の問題は、庄司による一連の論考〔1996; 1998〕を通じて、社会政策の単位は家族か／個人かという「政策単位の個人化」問題として議論されてきた。以下では、下夷〔1998; 2001〕の整理によりながら、代表的な個人単位化論者である伊田〔1995; 1998〕の主張と、個人に加えて家族集団のレベルも併せて視野に入れる野々山〔1992; 2007〕の新しい家族福祉論とを対比させつつ、何が争点だったのかを確認していこう。

（1）「政策単位の個人化」の背景

社会政策研究において家族を利害の一致した一体とみることへの疑義は、庄司洋子の議論によるところが大きい〔下夷, 2001, 9〕。庄司は、社会政策研究において「個人と家族を同一視したり両者の関係を曖昧のままにして、生活上の諸問題を分析する理論に家族概念を重ね合わせている場合がしばしば見受けられる」とし、福祉における家族の扱いが、「両者の関連を内面的で自明のものとして、それ以上掘り下げることを放棄したり」、「生活問題の担い手としての個人と家族を同列に並べて、議論を混乱させてしまう」傾向があったことを厳しく批判している〔庄司, 1996, 131-132〕。

庄司の問題意識を引き受け、下夷美幸は、家族を政策単位とした「国家—家族」モデルではなく、家族の中で生活する個人を加えた「国家—家族—個人」の三者関係として社会政策を捉える必要性を訴える。すなわち、国家と家族という伝統的な対立構図に加えて、近代家族における「個人の析出」という事態により、「家族内の個人の福祉と家族の福祉が一致しない場合や、家族内の個人と個人の利害が対立する場面が生じている」ため、「従来のように政策対象を家族とし、それを一体のものとして捉えるという前提が通用しなくなってきた」と主張する〔下夷, 2001, 9〕。

現在では、「政策単位の個人化」という議論は、大筋では支持されているようにみえる。日本の社会政策における強すぎる家族主義が、その内部の個人にとって抑圧的にも働きうることはもはや共通理解であり、何らかの形で政策単位を家族から個人へシフトしなければならないことは明らかだろう。すると問題は、個人単位化をどこまで推し進めればよいのか、個人を超える集合的な福祉は完全に撤廃されてよいのか、個人単位化論の問題点は十分に検討されているのかといった点であり、ここから立場が分かれていくことになる。

（2）伊田広行〔1995; 1998〕による個人単位化論とその問題

まず、家族を政策単位とする限り、制度は差別的で排除的なものにしかなりえないとし、徹底した個人単位（シングル単位）化を打ち出すのは伊田広行である〔伊田, 1995; 1998〕。「国家—家族—個人」という三者モデルでは、個人は結局のところ家族の部分、すなわち単位未満の存在としてしか扱われないことを問題視し、伊田は、社会（国家）が直接個人に手厚い福祉を行う「社会（国家）—個人」モデルを主張する。このような立場からは、個人を超える家族集団のニーズを觀念し、家族に対して特別な支援や給付を行うことは、家族を持たない個人を不完全なものとして扱うことで家族を特権化することになるため正当化できないことになる。

しかしながら、個人単位化を貫徹しようとする伊田の議論は、家族を個人の自発的な契約関係へと解体することにより、これまで家族が個人の自由を制限してまで担ってきた重要な機能を、容易に福祉国家へと棚上げしてしまう点で問題がある。第一に、伊田の個人単位化論は、自律的な個人により多くの自由を与える反面、子ども・高齢者・障害者など、経済的・身体的・精神的に他人に依存しなければ生きていけない人々をどのように遇すべきか十分に示しているとはいえない。とりわけ、幼児や認知症の高齢者、重度の精神障害者のように、単独では当事者のニーズを表明することが困難な場合、いったい誰がその意思を代理す

るのだろうか。この点、「家族の個人化」論を批判的に検討するなかで筆者が既に論じたように、「家族がいっそう個人の選択にかかりつつあることが事実だとしても（中略）家族規範は自由の『制約』のみならず、家族内で依存的な立場にあるものとしての自由の『条件』として機能』してきたことを軽んじるべきではない〔久保田, 2009a, 81〕。

第二に、伊田の議論においては、①そもそも何がニーズとして認められるかというニーズの正当化レベル、②当該ニーズが個人のニーズか／家族集団のニーズか／社会全体のニーズか、というニーズの帰属レベル、③当該ニーズが国家／家族／個人などどのような単位によって充足されるべきかというニーズの充足レベルが混同されている。すなわち、伊田が②帰属レベルにおいて家族のニーズを否定し、③充足レベルを家族から社会（国家）へと引き上げたとしても、①正当化レベルにおいて、そもそも何をニーズと捉えて福祉国家による支援や給付を行うべきかについては、別の議論が必要になるはずである。繰り返しになるが、個人が自由に選ぶライフスタイルが平等に保障されるべきだとすれば、他人によってなされた子どもを産むという選択によって、子どもを持たない選択をした人々が租税を通じて責任を負わされるのはなぜだろうか。逆に、社会（国家）が最終的に責任を負うとするならば、その選択が完全に個人の自由委ねられるのはなぜだろうか。この点、伊田は「親は子を産み、親となることを選択したのだから、子どもに対する責任（保護し・援助し・教育する義務）はあるものの…（中略）…最終的な責任は社会（国家）が担うべきである」として、産む選択と育てる義務を素朴に接続する一方で、その最終責任を社会（国家）に委ねており、どのような立場に立つのか明らかでない。

（3）野々山〔1992; 2007〕の家族福祉論とその困難

これに対して、冒頭でも触れた野々山の新しい家族福祉論は、あくまで個人単位の福祉を目的としながらも、手段として家族集団レベルの福祉の

追加的必要性を主張するものである。岡村・黒川 [1971] に代表される旧来の家族福祉論が、「家族による福祉」として実際には女性の家事労働力を当てにしていたことは対照的である [野々山 2007, 257-259]。また、野々山のいう家族概念は、必ずしも血縁や性愛に基づく標準的な家族だけを意味するのではなく、個人が主観的に認識し合い合意し合う家族関係へと拡張されており、「家族の個人化」という状況に適合的な形で、個人を超える家族集団レベルの福祉の再定位を試みている。⁽⁵⁾

しかしながら、野々山は「家族の個人化」と新しい家族福祉論の間の本質的な緊張関係を過小評価しているため、家族福祉の意義を救い出すことに成功しているとはいえない。第一に、野々山もまた、家族における自律的な個人の選択の自由と、家族の中で依存的な立場にあるものの自由との間の緊張関係を十分に取り込めていない。新しい家族福祉論においては、「家族成員の一人ひとりが犠牲にならない」ことを重視し、「家族福祉の視点があくまでも『家族ありき』ではなく、まず『個人ありき』」であることを強調するが [野々山, 2007, 265-266]、もし個人の利害対立により家族が容易に解消されてしまうとすれば、家族内の子どもや障害者の福祉は害されてしまう。逆にまた、家族内の個人が利害の対立を抱えながらも家族を解消できなければ、「個人ありき」の福祉は画餅に帰すことになる。

第二に、野々山は、家族福祉論の現代的困難は、家族への支援や給付を前提とした「家族に対する福祉」においてこそ先鋭化することに十分自覚的でない。家族内の相互扶助と自律的運営を建前とした「家族による福祉」とは異なり、公的支援の対象として家族を位置づける「家族に対する福祉」においてこそ、家族や家族内のニーズは個人が勝手に定義できる無限定なものではありえない。とりわけ、家族に対する積極的な支援や給付を行うおうとする場合、当該家族や当該ニーズがなぜ福祉に値するのかを、自ら正当化する必要に迫られるのである。⁽⁶⁾

(4) 両者の折衷的な議論

さらに、伊田の徹底した個人単位化論と、野々山の新しい家族福祉論を、折衷的に調停しようとするのは藤崎宏子 [2000] と下夷美幸 [1998; 2001] である。自らを個人単位化論に分類する藤崎は、国家がすべての国民に生存権を保障するという「国家—個人」という建前とは異なり、現実には、国家と個人の間を介在する「家族の次元」についての考察が必要であると指摘する [藤崎, 2000, 113]。下夷もまた、個人単位化の重要性を評価しながらも、「社会福祉が現実の生活実態に即した援助であるために、生活集団としての家族の共同性を無視することはできない」とし、「福祉施策が対象とする個人はあくまでも『家族の中で生活している個人』であるため、生活基盤である家族集団を視野に入れた援助を行う必要がある」ことを主張している [下夷, 1998, 92]。

しかしながら、藤崎や下夷の議論もまた、野々山と同様、「家族の本質的個人化」のインパクトを正面から受け止め切れていないために、「生活集団としての家族の共同性」や「家族の中の個人」をもって、個人を超える家族集団レベルの支援を正当化しようとするに失敗している。第一に、家族が個人の集まりだとしても、個人の集まりが家族だとは限らない。実際、近年関心を集めているコレクティブハウジング [小谷部, 2004] やシェアハウジング [久保田, 2009b] といった家族ではない他人との共同生活に関する研究が示すように、家族でない人々の間にも共同性があり、家族の外部にも生活の実態があるからである。また第二に、たとえば「定額給付金」や「子ども手当」をめぐって問われているのは、「家族の中の個人」と、単身生活者を含む「家族の外の個人」との間の公正性の問題であった。すなわち、「家族の次元」にあるのは家族だけではないこと、家族の内外の個人を共に視野に入れなければならないことが、「家族の本質的個人化」をめぐる現代的困難の核心なのである。

(5) 小括：選択の自由とケアのニーズの両立という課題

以上のように、政策単位をめぐる「家族の個人化」論は、家族単位の福祉施策からの脱却を目指し、「政策単位の個人化」を大筋で認めながらも、従来の家族福祉論とは異なる形で、いかにして個人の選択を超えるニーズを認め、いかにして公的に支援できるかをめぐって争われてきたと考えることができる。すなわち、伊田が福祉国家に丸投げし、野々山が素朴に個人の選択の中に組み込み、藤崎と下夷が個人化論のインパクトを受け流しながらも固執したものは、現実に「家族の次元」で担われてきた依存的な立場にある者に対するケアのニーズであった。

しかしながら、「政策単位の個人化」論によって放逐されたはずの家族を、裏口から再び招き入れることには慎重になるべきだろう。もはや家族を共通の経験として想定することができないという状況に正面から向き合いながらも、家族を持たないことやケアを担わないことまで含めた個人のライフスタイルの自由と、従来家族が担ってきた依存的な立場にある者の保護とを両立させるような、新たな議論が必要とされているのである。

そこで次節では、イギリスの社会政策研究におけるニーズ論を整理することで、社会政策の正当化根拠としてのニーズ概念の意義と特徴から、家族福祉論を再検証したい。

3 ニーズ論と家族福祉

これまで家族福祉論において、家族福祉は漠然と家族のニーズを満たすもの、またはそれを支援するものと考えられてきた。しかし、本来ニーズとは、単なる個人の欲求とは区別されることを基底とする、客観的ないし社会的なレベルでの合意に基づく最低限の〈必要〉を意味する限定的な概念である。以下では、近年の日本の社会政策学においてニーズ論の再定位を試みている山森亮の議論 [1998a; 1998b; 1998c; 2001] に従って、ニーズ論における家族福祉の位置を検討していこう。⁽⁷⁾

(1) ニーズ (必要) とウォンツ (欲求)

イギリスの社会政策論の系譜においては、福祉政策における必要=ニーズ (need/s) は、欲求=ウォンツ (want/s) から理論的に区別されることが重要である [山森, 2001]。すなわち、ニーズとは、「ある種の状態が、一定の目標なり、基準からみて乖離の状態にある」のみならず、「状態の回復・改善等を行う必要があると社会的に認められたもの」として限定的に定義される [三浦, 1987, 59-60]。山森によれば、ニーズ論についての理論には共通するのは、1) ニーズはウォンツとは異なり、2) ニーズはウォンツに優先するという二点である [山森, 2001]。まさにこの限定性と優先性が、自由主義社会において租税を通じた再分配を行うことの道徳的基礎になっている。ニーズは「公共政策が正当であるか否かを判断する究極的基礎」 [山森, 1998a, 60] といわれる所以であろう。

この点、山森 [2001, 51] では、分配と再分配を中心に扱う社会政策研究における、ニーズ (必要) 概念に関する三つの立場を整理している。すなわち、①必要概念を社会政策の基礎として捉える立場、②必要概念を非常に「狭く」捉える立場、③必要概念そのものを否定する立場である (表1)。山森の議論からはみえにくい点だが、ニーズを社会政策の基礎として捉える第一の立場においてさえ、ニーズは限定的に観念されるという点である。たとえ充実した福祉国家でさえ、望むものを何でも与えられるのではなく、最低限のニーズを超えるウォンツは自助努力によって獲得するべきという建前は守られている。問題は、最低限をどれだけ厚く取るかの違いに過ぎない。

(2) 福祉の〈過小〉としての貧困と〈過剰〉としてのパターナリズム

このように、市民社会におけるニーズ概念の限定性と優先性を考慮するならば、ニーズが正しく充足されない場面として、以下の二種類の危険を併せて検討しておく必要があるだろう。一方で、ニーズが個人によっても家族によっても社会福祉によっても満たされないという、ニーズに対する

表1 ニーズ論の分類

	第一の立場	第二の立場	第三の立場
必要概念	認める	認める(限定的)	認めない
必要の意味	社会的シティズンシップ	絶対的貧困	-
社会政策	普遍主義的	選別主義的	-
福祉政策	制度的福祉	残余的福祉	-
福祉の位置	受給者の権利	供給側の裁量	(慈善)
親和的な体制	(社会民主主義レジーム)	(保守主義レジーム)	(自由主義レジーム)

(出所) 山森 [2001] をもとに括弧内は筆者が加筆。

福祉の〈過小〉によって、貧困や不平等という問題が生じることは容易に想像できる。たとえば、住居や生活費という生活上のニーズが充足されなければ経済的な困窮に陥るであろうし、生活保護を受けるには家族内自助が尽きる必要があるとすれば、家族との不和を抱える人の中には、困窮にあえぐ場合もあるだろう。

他方で、ニーズに対する福祉の〈過剰〉は、パターナリズム(父権温情主義)の問題を引き起こす。この点、山森は、ニーズについての専門家による言説が障害者施設の隔離や管理の根拠になっていることをパターナリズムの例として挙げているほか [山森, 1998a], 上野千鶴子も、障害者のニーズが家族によって代弁されうるというパターナリズムを問題視している [上野, 2008]。しかし、山森や上野のいう専門家主義的なニーズの解釈主体についてのパターナリズムは、結局のところ行政や専門家によって決定された基準によって、現実に当事者のニーズが十分に満たされていない場面を指すのであり、福祉の〈過小〉の場面のパリエーションと考える方が正確である。

そうではなく、ニーズに対する福祉の〈過剰〉としての真のパターナリズムとは、本来はウォンツに過ぎないものに対して福祉が過剰に供給されることにより、個人の欲求の自由な追求が不当に阻害されたり、不平等が引き起こされたりする場面として想定される必要があるだろう⁹⁾。たとえば、家族福祉の名のもとに、結婚支援事業や公的なお見合いサービスを提供するためのコストを、結婚しない人々や結婚したくない人々からの租税によってまかなう場合や、結婚したカップルやこれから結婚するカップルに限って、特別優遇賃貸物件

を斡旋するような場合にも、この意味でのパターナリズムが問題になりうる。

とすれば、社会政策の正当化根拠としてのニーズ概念が、その限定性と切り離して考えることはできない以上、ニーズが適切に満たされない場面として、福祉の〈過小〉としての貧困のみならず、福祉の〈過剰〉としてのパターナリズムにも目を向ける必要がある。少数派であれ多数派であれ、個人のウォンツに過ぎないものをニーズとして福祉の対象にすることは、租税の過大な徴収や、特定のライフスタイルへのインセンティブを通じて、個人の自由を不当に制限する結果、自らその正当化根拠を掘り崩すことになるからである。

(3) 小括：普遍的とはいえない家族の中の普遍的なニーズ

このような観点からは、従来は家族の中で担われてきた個人を超えるニーズを正当化するには、福祉の〈過小〉としての貧困のみならず、同時に、福祉の〈過剰〉としてのパターナリズムを回避できるかが鍵となる。この点、かつて誰もが結婚して子どもを生み育てることが想定できた時代であれば、家族に対する支援や給付は、短期的には再分配にみえても、長期的には世代間互酬として構成することもできた。誰もが親世代からの無償のケアを含めた様々な資源を、自らも同じように無償で次の世代に受け渡すことができるからである。いわば、家族は万人に共通の経験であり、家族自体がニーズとでも呼べるものであった。

ところが、現代において家族を持つことが必然から選択へと転落したことで、家族自体をニーズとみる従来の枠組みは、限りなくパターナリズム

に接近してしまうことになる。子どもを持たないことや、家族を持たないことまでもが平等に保障されるべきライフスタイルであるとするれば、家族を持つことは選択可能なウォンツの一つに過ぎず、従来のような世代間互酬を前提とした、「長い目でみればお互い様」といったゆるやかな正当化が通用しなくなる。換言すれば、「家族の個人化」時代の家族福祉は、家族の中の個人と、やがては家族を作る個人のみならず、家族の外で生きる個人との間でいかにして公正な受益と負担の関係をとり結べるかという、厳密な正当化を求められているのである。

では、いかにして家族福祉が呼び込むパターナリズムを回避しつつ、同時に、依存的な立場にある者を貧困や不平等から救うことができるだろうか。おそらく問題は、家族の中で担われてきた個人を超えるニーズを、家族福祉という包括的な形で保障しようとしてきた点にあるのではないか。そうではなく、これまで家族福祉と呼ばれてきたニーズの束を解きほぐし、その中から正当化可能なニーズを救い出すことはできないか。というのも、たとえ家族それ自身がニーズではないとしても、家族がその内部で普遍的なニーズの充足にかかわってきたことは疑いえないからである。

そこで次節では、アメリカのフェミニスト法学・倫理学による〈依存批判〉と呼ばれる議論を援用しながら、従来は家族の内部で担われてきた複数のニーズ(家族的ニーズと呼んでおく)を分節化していく、新しいアプローチを模索してみたい。

4 家族的ニーズの分節化へ：〈依存批判〉を手がかりに

〈依存批判〉とは、1990年代から、主としてフェミニスト法学者マーサ・ファインマン [Fine-man, 1995=2003; 2004=2009] と、フェミニスト倫理学者エヴァ・キテイ [Kittay, 1999=2010] によって展開された議論である¹⁰⁾。キテイは、哲学者スーザン・オーキン [Okin, 1989] と関心を共有しながら、現代道徳哲学の起爆剤となったジョン・ロールズの『正義論』から、カントに遡る「人格

の自律」概念を批判の中心におくことで、依存者とそれをケアする労働が社会正義の中心に据えられなければならないことを主張する。以下では、〈依存批判〉のもう一人の主要な論者であるファインマンの議論によりながら、家族福祉論に与える示唆について検討していこう。

(1) ファインマン [1995=2003; 2004=2009] による依存の理論化

マーサ・ファインマンは、1990年代のアメリカにおいて、個人の自律と両性の平等が強調されるあまり、母親や母親業という役割までもが中性化されてしまったことが、ケアの役割を担う多くの女性にとってかえって不利益を与えてきたことを問題視する。特に、レズビアン・ゲイの結婚を目指す運動においてさえ、家族関係の法的保護に関しては、夫婦関係すなわち「性の絆」が強調され、母子関係すなわち「ケアの絆」が相対的に軽視されてきたことを批判する。本稿でも議論してきたように、個人にとって家族が宿命ではなく、人々が家族を解消し、選択し直すことが広く認められるようになると、たとえば、離婚という「性の絆」の解体によって、子どもという依存者とそのケアの担い手という「ケアの絆」が掘り崩されるという事態が顕在化する。

ここでファインマンが着目するのは、依存という状態の社会的な意味である。人間として生まれる限り、誰もが他人に依存しなければ生きていくことができず、また、多くの場合他人に依存する状態を経て死んでいくにもかかわらず、これまでの社会理論は、依存せず、依存者をケアすることもしない人間の特定の期間のみに焦点を当ててきた。そうではなく、自律ではなく人間の依存を、人間と人間社会における基本的な条件として捉え返し、依存者と依存者をケアする人々を中心とした社会理論と社会制度を構想することが目指されることになる。その際、性的親密性を軸とした「性の絆」に「ケアの絆」を従属させること、すなわち、人間にとって不可避の依存 (inevitable dependency) と、その依存者をケアするために生じる派生的な二次的依存 (secondary depen-

dency) 状態に陥る女性を、男性稼ぎ手に従属させることで対処してきた家族法が批判の対象になる [Fineman, 1995=2003]。「もし私たちが依存に取り組み、家族への社会的・経済的扶助を使ってケアを確実なものにしようと望むならば、どうしていっそケアの担い手と依存者の直接的な関係に着目しないのだろうか」と、フィンマンは問いかける [Fineman, 2004=2009, 99]。

このような問題意識から、フィンマンは「法的カテゴリとしての婚姻の廃止」というラディカルな主張を帰結する。これは、婚姻全般の廃止や禁止を意味するのではなく、婚姻を単なる個人同士の民事的な契約関係に留め、国家による婚姻の統制や、婚姻関係に基づく保護や給付を行わないことを意味している。従来の宗教的な婚姻や、社会関係上の披露宴などは、純粋に私的ないし社会的なものとして存続することになるだろう。これに対して、新たな保護とプライバシーの対象となるのは、血縁や性愛とは無関係に組織されるケアのユニットである。すなわち、婚姻関係や性愛関係とは無関係に、ケアの実体に対して保護と支援がなされるべきというのである。

(2) ファインマン理論の継承と展開

法律婚の廃止というラディカルな主張に目を奪われがちだが、本稿の議論との関連で最も重要なのは、フィンマンがこれまで家族の中で担われてきた複数のニーズを分節化することで、個別に正当化を試みている点である。すなわち、家族の中で結びつけられてきた依存者のケアというニーズと性的親密性にかかわるニーズを切断し、前者は普遍的で社会的なニーズとして認めるが、後者は実はそれ自体ニーズではないとして国家の撤退を要請する点に、フィンマンの議論の斬新さがある。まさにこのことにより、依存者のケアが性的親密性の不安定さによって崩壊されることを回避するとともに、性的親密性を含む個人の自由なライフスタイルをできる限り保障することが可能になるのである。

ただし、フィンマンが依存とケアの名のもとに、実際には子育てケアのみを想定して理論構築

を行っていることは、彼女の議論の射程を狭めていくとも考えられる。たとえば、フィンマンは未成熟子や精神障害者、認知症の高齢者であるような場面と、身体的ケアのみを必要とする高齢者など、依存者自身がイニシアティブをとれる場合を十分に区別していない。後者の場合は、ケアしケアされるもののプライバシー保護よりも、依存者自身の自己決定が重要になるだろう。また、フィンマンは、一時的な病気や、療養といった軽度のケアを、十分に考慮しているとはいえない。これまで家族が担ってきた、共同居住における相互扶助や生活の共同もまた、軽度のケアや日々の生活コストの削減、ひいては完全な個人単位の福祉に比べて福祉コストの削減に役立つ。やや優先度は落ちるとしても、従来は家族の中で東ねられてきた他の家族的ニーズも、家族を超えて保障されるべきことは十分に正当化しうる。

それゆえ、フィンマンの議論を応用することで、家族自体をニーズとするのではなく、家族的ニーズを個別のニーズへと分節化し、社会的なニーズとして正当化が可能かを検証した上で、家族の枠組みを超えて福祉の対象としていくことが必要となるだろう。

(3) 分節化アプローチの政策的含意

では最後に、ここまで議論してきた家族的ニーズの分節化が、現実の政策にどのような含意をもたらすのかをみることで、本稿での議論の意義を確認しておこう。第一に、これまで実際に家族的ニーズの一端を担いながらも、家族概念の外にあってために家族福祉を享受できなかった人々が、分節化されたニーズに応じて福祉の対象となることは重要である。たとえば、ひとり親であれレスビアンカップルであれ、子育てに代表されるケアのニーズを満たしている人々には、法律婚の有無や性的パートナーの有無とは無関係に、福祉給付がなされることになる。さらには、誰であれ共同で生活し、日々のケアや軽度の依存者をケアし合っ

第二に、いわゆる(標準的)な核家族もまた、実際に個別のニーズを満たす限りにおいては、複合的に福祉の対象となることも劣らず重要である。たとえば共に暮らし、子どもを育て、高齢者の介護を家族の内部で行おうとする家族であれば、子育てに関する福祉と、介護に関する福祉と、居住に関する福祉を併せて受け取ることになる。結果、これまで家族福祉の名のもとに家族に投下されてきた福祉と同等か、おそらくそれ以上の給付や支援を受けるだろう。いわゆる(標準的)な家族は、閉鎖性や性分業といった問題を孕みながらも、依存者のケアという社会に欠くことのできない重要な役割を担ってきたのであり、この点が貶められるべきではないからである。

第三に、反面、これまでの婚姻家族制度のもとでは中核を占めていた性的親密性は、ニーズとは考えられない以上、福祉施策からは切り離されることになる。たとえば、子どもを育てず、高齢者や障害者のケアを担わない、同居もしていないカップルは、ここでいう意味での社会的なニーズを持っているとはみなされず、税制上・制度上の優遇を受けることはない。また、これから子どもを生むことが期待される「子育て予備軍」として、住宅政策上の優遇をうけることもないだろう。のみならず、ケアを担わないカップルは、単身生活者と同様、ケアを担う人々の生活を保障するために、負担能力に応じて、少なくとも租税が課されることが予想される。これは、既に誰もが誰かにケアされて生きてきたように、依存者のケアは人間の基礎的な条件であり、単に選択した個人のコストに委ねるわけにはいかない以上、当然の負担である。一見するとパターンリズムと映るかもしれないが、むしろ、単身者や、子どもを持たないことを主体的に選択したカップルに対して、租税を通じて正当に次世代の再生産に関与する選択肢を提供することで、多様なライフスタイルのもとの平等なコストの分担を目指すものと考えべきだろう。誰もが結婚して家族を持つことを前提としたこれまでのケアの世代間互酬を脱却し、現実にはケアされるものとケアの責任を負うもの、そして、ケアの責任を負わないものとの間で、受益

と負担にかかわる長期的な互酬関係を結び直す必要があるからである。

5 おわりに：家族福祉論の解体と再編

本稿では、「家族の個人化」と呼ばれる家族をめぐる現代的な状況の変化を背景に、家族福祉論をその正当化根拠から批判的に検討することにより、「政策単位の個人化」と呼ばれる議論をどのように乗り越えることができるかを議論してきた。家族を持つことが必然から選択へと転落したことにより、家族それ自体をニーズとして世代間互酬を当てにする家族福祉論は、その正当性を掘り崩されつつある。それゆえ、家族という単位でニーズを観念することも、個人のニーズに還元することもはや適切ではなく、家族福祉を個別のニーズへと分節化し、従来の家族の枠組みを超えて、福祉の対象としていく必要がある。このことは、部分的にしかならずニーズを満たさないことで、家族に比べて確たる地位を持たなかった家族外のケアや家族外の共同性を、再分配と社会的承認の正当な名宛人とするだけでなく、現実には多様なニーズを満たす(標準的)な家族もまた、実際に果たす機能に応じた再評価を受けることを意味する。個人単位化の荒波に抗して、家族の内外で生きる依存者を保護しつつ、自由を最大限保障するために、家族福祉は個別のニーズへと解体されなければならないのである。

[付記] 本稿は、2009年11月22日京都大学 GCOE 次世代グローバルワークショップにおける個別報告「Unweaving Family Welfare」の原稿をもとに、大幅に加筆修正したものである。また、野々山久也先生をはじめ KAFS (関西家族社会学研究会) での議論にも多くを負っている。

注

- (1) たとえば副田義也は、家族政策を「家族のあり方を規制し、家族のありかたによって規定されるもの」と捉える視点から、ひとまず「家族生活にかかわる政策、実践、運動の総称」として広く定義し、その上で、社会保障政策に絞って議論を展開してい

る[副田・榊川・藤村, 2000, 1]。これに対して、本稿では家族政策を「家族生活を規律し支援する法・制度・政策」に限定して捉え、子育て・高齢者介護支援施策や住宅政策を含めた家族福祉施策に絞って議論している。

- (2) 畠中宗一もまた、『家族支援論』[2010]の中で様々な現代家族の機能不全の例を挙げ、「なぜ家族は支援に値するのか」という重要な問いを立てているが、野々山の新しい家族福祉論の射程を出るものではなく、本稿での批判が同様に当てはまると考えてよいだろう。
- (3) 誤解のないように付け加えておくと、もちろん子育て支援を行う必要がないと主張しているわけではない。個人が自由に選択する多様なライフスタイルの保障という論理では、個人が特定の家族形態を強いられることを拒む消極的自由を正当化できても、育児やケアに再分配を要求する積極的自由までは正当化できないばかりか、その根拠を掘り崩してしまうことに警鐘を鳴らしているのである。
- (4) その上で庄司は、より精緻な家族機能論として、家族機能の諸側面を「性的機能」「経済的機能」「精神的機能」に区分し、それぞれを「対内的(対個人的)機能」と「対外的(対社会的)機能」に分類している。さらに、庄司[1998, 35]では、共同消費や扶養・ケアを中心とする「生活関係的」機能、人間形成や情緒の充足に関与する「人格関係的」機能、性と生殖を秩序づけ個人に家族関係上の地位を付与する「親族関係的」機能の三者に再編成し、社会福祉政策をはじめとする政策単位の「個人化」の必要性を主張している。
- (5) 野々山は家族福祉についての概念規定として、「個人の生活選好に基づく任意的で主体的な家族ライフスタイルの実現のための集団的な共同選択において、互いに合意形成をへて集団として家族が展開されていく場合、その家族を単位として、その家族による家族機能についてのライフステージにおける自律的遂行の援助の実践と、その援助サービスの体系」[野々山, 2007, 257-259]と定義している。この点、野々山はあくまで個人を単位とした上で、その手段として家族への追加的福祉を位置づけており、藤崎[2000]がいうような意味での家族単位論者ではない。
- (6) 実際には野々山は、別の箇所でも家族をより限定的に規定している。すなわち、家族の果たすべき機能として、①人間形成の拠点、②人間回復の拠点、③生活保持の拠点、④生活向上ならびに生活選好の拠点、⑤地域連帯の拠点であることから派生し、かつ

期待されるそれぞれの諸活動を挙げている[野々山, 2007, 259-260]。しかし、家族福祉をめぐる現代的困難の根底には、もはやこれらの機能が家族のなかで担われることも、まとめて担われることも期待できない点にある。

- (7) 日本語と英語の単数と複数扱いの違いから、need/sの表記については混乱が生じやすい。ここでは、単複一括して「ニーズ」という表記を用い、適宜(必要)と補う。
- (8) もちろん、誰がニーズを決定するのかは最大の難問である。ナンシー・フレイザーが提起した「ニーズ解釈の政治」[Fraser, 1989, 特に7章]は、「何がニーズか」の決定に先立つ、「誰がニーズを決めるか」という位相を認識論的に問い直すことで、これまで女性が「ニーズ解釈の政治」において無視されるか相対的に弱い発言権しか持たなかったことを問題化する。山森もまた、何が障害者福祉における障害者のニーズであるかは、行政や専門家、家族が客観的に決めるものと考えられてきたため、障害者を持った当事者は単なる政策の客体でしかなかったことを指摘している[山森, 1998b]。しかしここでも、ニーズの主体でありながらもニーズ解釈の過程から排除されてきた人々を正当に組み込む手続き的位相が問題なのであって、当事者が望むもの(ウォンツ)なら即ち保障される(ニーズ)と論じているのではない。
- (9) 福祉国家によるパターナリズムを問題視した一人が、ユルゲン・ハーバーマスである。ハーバーマスによれば、従来の福祉政策を支えるパラダイムの問題点は「そうした社会政策は暗黙のうちに既存の一定の労働形態や家族形態などを『ノーマルなもの』として規格化してしまい、それへの順応をクライアントに強要しよう」ため、市場経済の進展による格差の拡大を抑止するための福祉政策という「自由を保障するための手段が自由を剝奪してしまうという社会国家的パターナリズム」の問題が生じる[水上, 2003, 71]。
- (10) ロビン・ウエストは、「ここ20年の間、法学者のマーサ・ファインマンや哲学者のエヴァ・キティイをはじめ、様々な専門分野における多くのフェミニストたちは、ケア労働とリベラルな権利の間の不整合性が、女性が本性的にとりわけリベラルでないことを示すだけでなく、性と生殖にかかわる選択のニーズが増していることを示すだけでなく、むしろ、リベラリズムの理論それ自体に欠陥があるのだと主張してきた」と述べている[West, 2002, 94]。
- (11) ファインマンの議論は、日本では上野[Fine-

man, 1995=2003解説]、牟田[2009, 71-73]、久保田[2009a, 87]らによって家族研究に組み入れられ、新しい福祉の枠組みへと応用が試みられている。

参考文献

- Fineman, Martha A., 1995, *The Neutered Mother, the Sexual Family: And Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge. (速水葉子・穂田信子訳, 2003, 『家族、積みすぎた方舟: ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房)
- , 2004, *The Autonomy Myth: a Theory of Dependency*, The New Press, New York. (穂田信子・速水葉子訳, 2009, 『ケアの絆: 自律神話を超えて』岩波書店)
- Fraser, Nancy, 1989, *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, University of Minnesota Press and Polity Press.
- 藤崎宏子, 2000, 「家族と福祉政策」三重野卓・平岡公一編『社会政策の理論と実際』東信堂, 113-139.
- 畠中宗一, 2010, 『家族支援論』世界思想社。
- 伊田広行, 1995, 『性差別と資本制: シングル単位社会の提唱』啓文社。
- , 1998, 『シングル単位の社会論: ジェンダー・フリーな社会へ』世界思想社。
- Kittay, Eva F., 1999, *“Love’s Labor: Essays on Women, Equality, and Dependency”*, Routledge. (岡野八代・牟田和恵監訳, 2010, 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社)
- 久保田裕之, 2009a, 『「家族の多様化」論再考』『家族社会学研究』21(1): 78-90.
- , 2009b, 「若者の自立/自律と共同性の創造: シェアハウジング」『家族を超える社会学: 新たな生の基盤を求めて』新曜社, 104-136.
- 小谷部育子, 2004, 『コレクティブハウジングで暮らそう: 成熟社会のライフスタイルと住まいの選択』丸善株式会社。
- 三浦文夫, 1987, 『増補』社会福祉政策研究 全国社会福祉協議会。
- 水上英徳, 2003, 「社会国家プロジェクトのリフレクティブな継続: ハーバーマスによる手続き主義的法パラダイムの提起」永井彰・日暮雅夫『批判的社会理論の現在』晃洋書房, 63-88.
- 牟田和恵, 2009, 「ジェンダー家族のポリティクス:

- 家族と性愛の『男女平等』を疑う」『家族を超える社会学: 新たな生の基盤を求めて』新曜社, 67-89.
- 野々山久也, 1992, 「家族福祉の視点とは何か」『家族福祉の視点: 多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房。
- , 2007, 『現代家族のパラダイム革新: 直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ』東京大学出版会。
- 岡村重夫・黒川昭登, 1971, 『家族福祉論』福祉社会選書。
- Okin, Susan M., 1989, *Justice, Gender and the Family*, New York, Basic Books. (高橋久一郎訳, 1994, 「公正としての正義: 誰のための?」『現代思想』22(4): 156-171)
- 下夷美幸, 1998, 「家族福祉政策研究の展開と現代的課題」『家族社会学研究』10(1): 85-110.
- , 2001, 「家族政策研究の現状と課題」『社会政策研究2』東信堂, 8-27.
- 副田義也・榊川典子・藤村正之, 2000, 「はじめに」『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房, 1-29.
- 庄司洋子, 1996, 「家族と社会福祉」『ジュリスト増刊総合特集号』41, 有斐閣, 131-38.
- , 1998, 「政策単位の個人化という課題」『AERA Mook 家族学のみかた』朝日新聞社, 34-37.
- 上野千鶴子, 2008, 「当事者とは誰か? : ニーズ中心の福祉社会のために」上野千鶴子・中西正司『ニーズ中心の福祉社会へ: 当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院, 10-37.
- West, Robin, 2002, “The Right to Care”, *The Subject of Care: Feminist perspectives on Dependency*, Rowman & Littlefield Publishers, London.
- 山田昌弘, 2001, 「転換期の家族政策」『社会政策研究2』東信堂, 28-48.
- , 2004, 「家族の個人化」『社会学評論』有斐閣, 54(4): 341-354.
- 山森亮, 1998a, 「必要(ニーズ)と福祉: 福祉のミクロ理論のために(1)」『家計経済研究』38: 56-62.
- , 1998b, 「必要(ニーズ)と経済学: 福祉のミクロ理論のために(2)」『家計経済研究』39: 57-62.
- , 1998c, 「ニード概念のジェンダー化と家計」『家計経済研究』40: 69-71.
- , 2001, 「必要と公共圏」『思想』925: 49-63.

(くぼた ひろゆき: 大阪大学)

Key words: Uncertainty, Work-life Balance, New Human Resources Management, Labor Policy

Extended Role of Nurses in the UK: A Study on the Introduction of Nurse Prescribers

Yumika SIRASE

This article explores the process of extending the scope of nursing practice in the UK, specifically focusing on issues related to prescribing medicine. As the role of nurses in Japan is gaining attention, the author attempts to find implications from Britain, which introduced the American model of nurse practitioners into the National Health Service, and discusses the present situation of nurse prescribers. Although several factors affect extended nursing practice, the following reforms primarily resulted in the reorganisation of multi-professional functions: changes in nursing education and the initiation of advanced practitioners' training, and the reform of the entire health care system to promote primary and community care. Nurse prescribers have so far brought about improved access to medicine for patients, and their practice is generally evaluated as positive; however, some doctors worry about insufficient training. Two fundamental features that are most important in the sequence of reforms and that characterize the British nursing system are: (1) the Nursing and Midwifery Council has operated as an independent professional self-regulatory body responsible for education, registration, and safety, and (2) the scope of nursing practice is specified in a job description instead of a statutory regulation.

Key words: Registered Nurse, Nurse Pre-

scriber, Scope of Practice, Nursing & Midwifery Council, NHS

Unweaving the Concept of Family Welfare: Beyond the Family/Individual Controversy as a Welfare Beneficiary

Hiroyuki KUBOTA

This paper discusses the controversy over family welfare by examining its justifiability against the backdrop of the individualization of the family. Firstly, the controversy in Japan from the 1990's to the 2000's over whether the individual or the family should be the welfare beneficiary will be reexamined. This will show that neither renovating family welfare nor individualizing policy targets can successfully reconcile the conflict between the fulfillment of familial needs and substantially diverse lifestyles.

Secondly, the concept of family welfare will be challenged from the perspective of need theory. It is necessary to be cautious about regarding paternalism as the over-fulfillment of need, as well as regarding poverty as the under-fulfillment of need, once the restrictive nature of need within liberal civil society is taken into consideration.

Finally, by invoking the discussion on the social importance of human dependency, the "dependency critique" from feminist literature will be introduced into family welfare discussion. This can break the deadlock by articulating a bundle of familial needs into some basic needs, and by justifying some of them as universal social needs to be universally fulfilled both within and outside of families. Only by doing so, and by avoiding the under- and over-fulfillment of needs, can we evaluate both the social importance of dependency caring and di-

verse lifestyles.

Key Words: family welfare, diversification of family, individualization of policy target, need theory, dependency critique

編集後記

◎第3巻第1号(通巻第8号)をお届けします。本号の特集は、2010年秋季大会(愛媛大学)の共通論題に基づくものです。時間的な余裕のない中、執筆に励まれた座長・報告者の皆さまに感謝を申し上げます。巻頭言は、上井喜彦先生にご執筆いただきました。玉稿を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。本号から、小特集を改めて始めました。専門部会、地域部会などの企画した大会分科会の成果を学界や社会へ還元する、という趣旨においては以前と変わらないものの、論文の質の確保に関しては、第一にコーディネーターが責任を持ち、第二に編集委員会がチェックを行うことにしました。これにより、基本的に投稿論文は査読有、それ以外は査読無の扱いとなります。本号においては、労働史部会の企画によるものを「書評特集」として掲載しました。コーディネーターおよび執筆者の皆さまに御礼を申し上げます。(禹 宗祐)

◎今まで恩恵を被るばかりだった立場から、そろそろ少しずつ返していかなければならない立場・年齢になり、浅学の身で編集委員をお引き受けすることになりました。査読者選定の難しさに毎回四苦八苦し、担当論文とそのテーマにふさわしい方をどれだけ引き合わせる事が出来ているのか、責任の重さを痛感します。次々と担当することになる編集・査読依頼の手續きに追われるばかりですが、今まであまり取り上げられてこなかった分野の投稿論文を読む中で、刺激を受けることも多いです。お忙しい中、論文審査を快くお引き受けいただき、詳細な専門意見をお寄せいただいた会員の方々に、心よりお礼申し上げます。(清水弥生)

◎東日本大震災で被災された方に衷心よりお見舞い申し上げます。編集後記を書いている現在(震災後1カ月半経過)、広域にわたり甚大な被害をもたらした大地震・大津波からの復興に向けた取り組みが一步步進んでいます。しかし、目に見えない放射能・風評被害の波及に対しては信頼できる詳細な情報が公開されず将来を見通せないこともあって、福島第一原子力発電所周辺では復興という言葉はまだ聞こえてきません。震災によるこれら天災・人災の悲劇を繰り返さないために将来へ教訓を語り継ぐことは私たちの使命ではないでしょうか。今後は、雇用・住居・教育等の生活再建、地域再建に向けた政策提言が求められます。多分野にわたる社会政策学会会員の専門知識を活かした提言、議論の場としてこの学会誌が積極的に活用されることを願っています。(濱本知寿香)

社会政策学会誌査読専門委員一覧 (2011年4月1日現在)

赤堀正成	秋元美世	朝日吉太郎	阿部 彩	阿部 誠	阿部裕二	居神 浩	石田好江
今村寛治	岩崎晋也	岩田正美	Weathers, Charles		植田浩史	埋橋孝文	遠藤公嗣
大沢真理	大前 眞	大森正博	小笠原浩一	岡部 卓	小越洋之介	鬼丸朋子	小野塚知二
上村泰裕	北 明美	北場 勉	木本喜美子	熊沢 透	黒田兼一	河野 真	伍賀一道
近藤克則	佐口和郎	佐藤 厚	佐野嘉秀	猿田正機	鎮目真人	清水弥生	下平好博
田口典男	武川正吾	田中洋子	玉井金五	土屋直樹	都留民子	所 道彦	富田義典
長井偉訓	中村圭介	西村万里子	仁田道夫	野口定久	乗杉澄夫	橋元秀一	長谷川万由美
濱本知寿香	林 大樹	久野国夫	久本憲夫	平岡公一	平木真朗	平野隆之	布川日佐史
藤原千沙	松田亮三	松丸和夫	三山雅子	宮本太郎	森ます美	山田篤裕	山本 隆
湯澤直美	吉田 誠	吉村臨兵	鷲谷 徹				

社会政策学会誌編集委員一覧

編集委員長 禹宗祐(埼玉大学)、編集副委員長 佐藤卓利(立命館大学)

阿部彩(国立社会保障・人口問題研究所)、佐野嘉秀(法政大学)、清水弥生(神戸女子大学)

山山貴要江(兵庫大学)、丹波史紀(福島大学)、濱本知寿香(大東文化大学)、平木真朗(西南学院大学)

山田篤裕(慶應義塾大学)、吉田誠(香川大学)、吉村臨兵(福井県立大学)

英文校閲 チャールズ・ウェザーズ(大阪市立大学)

社会政策 第3巻第1号(通巻第8号)

2011年6月1日 初版第1刷発行

編集 社会政策学会
(代表幹事 久本憲夫)

発行所 社会政策学会本部
京都大学大学院経済学研究科久本研究室気付
〒606-8501 京都市京都市左京区吉田本町
URL <http://www.soc.nii.ac.jp/sssp/>
Tel & Fax (075)753-3461
E-mail: hisamoto@econ.kyoto-u.ac.jp

発売元 株式会社 ミネルヴァ書房

〒607-8494 京都市山科区日ノ岡堤谷町1
電話代表 (075)581-5191番
振替口座 01020-0-8076番

© 社会政策学会, 2011

ISBN978-4-623-06090-0

Printed in Japan

共同印刷工業・清水製本